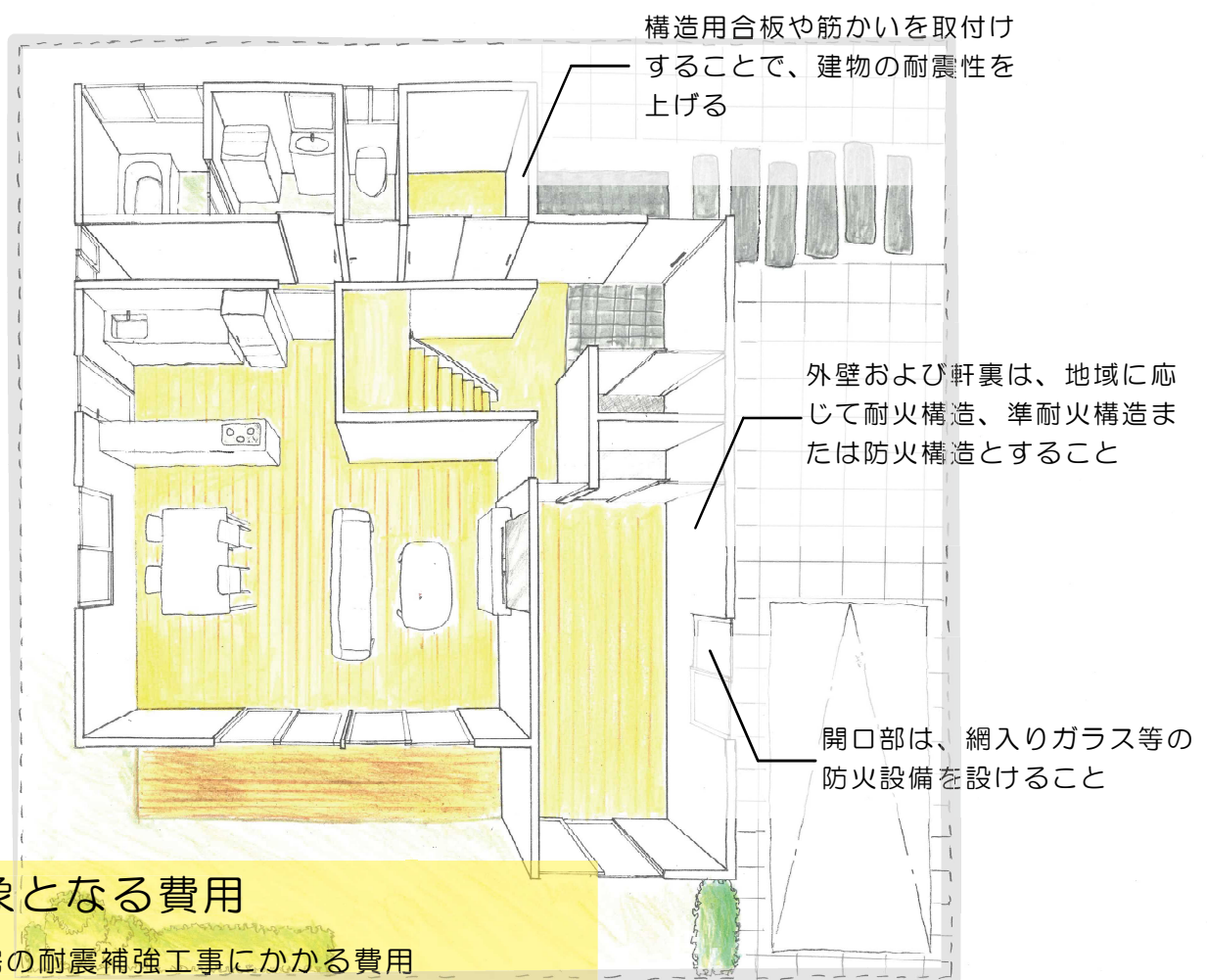


木造住宅耐震補強助成制度

耐震性が不十分な古い木造住宅の耐震補強工事の費用を一部助成します

区が行う耐震診断の結果、耐震性が不十分であると診断された古い木造住宅の耐震補強工事に要する費用の一部を助成します。**耐震補強工事を実施する前（契約する前）に必ずご相談ください。**



助成対象となる費用

- ① 木造住宅の耐震補強工事にかかる費用
- ② 上記①と同時に行う防火改修、準耐火防火改修、耐火防火改修、家具転倒防止策、感震ブレーカーの取付けるための費用（工事監理費も含めることができます）

① 助成制度の内容

【助成対象者】

- ・ 区が実施する簡易耐震診断及び耐震診断の結果がともに 1.0 未満である既存住宅の所有者（法人を除く）
- ・ 特別区民税（市町村民税を含む）及び既存住宅に係る固定資産税を滞納していない方

【助成対象地域】

- ・ 区内全域

【助成要件】

- ・ 昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前に工事に着手した地上 2 階建て以下の木造住宅（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅）
- ・ 区が実施する簡易耐震診断および耐震診断の結果がともに 1.0 未満であること。
- ・ 当該住宅の外壁および軒裏を地域に応じた防火性能を有する構造に改修すること。
- ・ 外壁の開口部は、金属製サッシに網入りガラスを入れる等の仕様とすること。
- ・ 現況において建築基準法における重大な違反があるものについては、耐震補強工事に併せて違反部分の是正工事を行うこと。
- ・ 助成交付決定後に補強工事の契約を締結すること。
- ・ 原則として、区登録の耐震診断士が工事監理を行い、かつ、区登録の耐震改修施工者が施工すること。

【助成金額】

下記①及び②のうち、いずれか少ない額の 1/2

① 耐震補強工事に要する費用（注）

② 延べ面積（㎡）×34,100（円 / ㎡）

（注）工事施工者が作成した耐震補強工事見積書による。

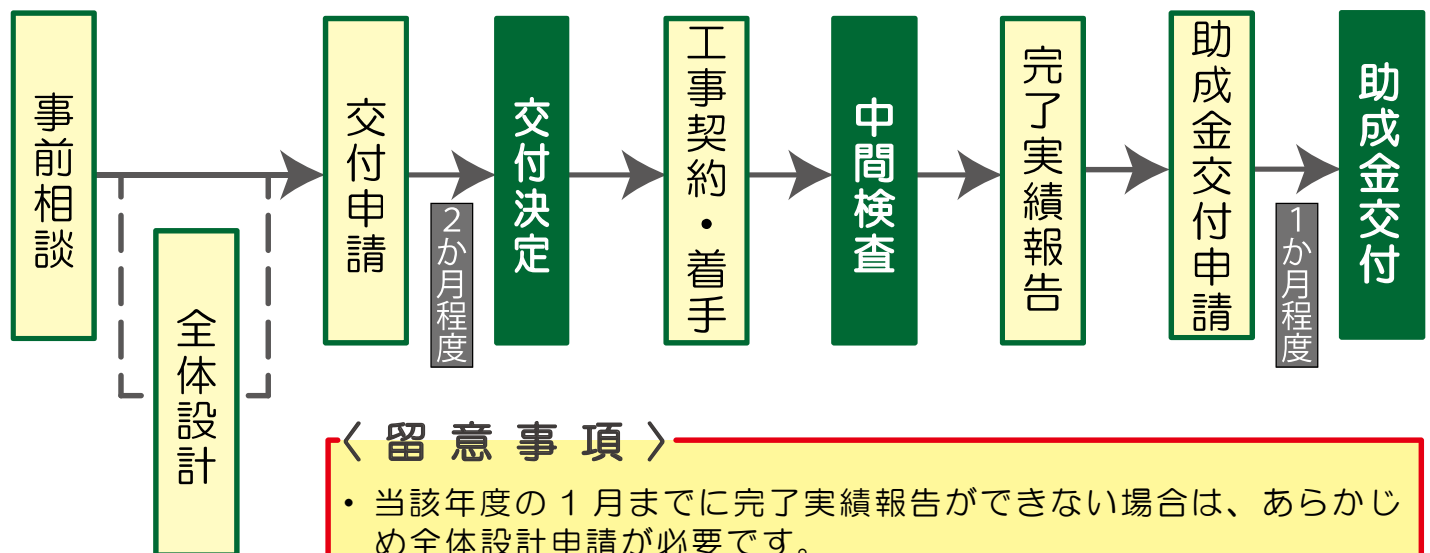
助成限度額：1,500,000 円

※1,000 円未満切り捨て 消費税は助成対象外

②申請に必要な書類

1. 助成金交付申請書（第3号様式）
2. 既存住宅の全部事項証明書
3. 土地の全部事項証明書（借地の場合は、借地承諾書）
4. 公図
5. 申請者の住民票の写し
6. 申請者の特別区民税（市町村民税を含む）納税証明書（前年度のもの）
7. 申請者の固定資産税納税証明書（前年度のもの）
8. 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、構造詳細図、外構図等の図面（既存住宅の図面がない場合は、ご相談ください）
9. 委任状（代理人による申請の場合）
10. 耐震診断書及び補強計画書
11. 耐震補強工事見積書
12. 工程表
13. 道路拡幅整備協議書（敷地が、建築基準法第42条第2項に規定する道路（狭あい道路）に面している場合）
14. その他区長が必要と認めるもの

③お手続きの流れ



＜留意事項＞

- ・当該年度の1月までに完了実績報告ができない場合は、あらかじめ全体設計申請が必要です。
- ・必ず交付決定後に工事契約・着手してください。交付決定前の工事契約・着手は助成対象外となります。
- ・事前相談から交付申請までは、補強工事見積書や補強工事実施の意思決定等の時間を要するため、工程は余裕のある計画をお願いいたします。
- ・工事契約後、速やかに工事着手届（第6号様式）、契約書の写し、工事施工計画書を提出してください。

■：申請者

■：中野区

④ Q&A

Q. 耐震診断を受けていないが、耐震補強工事の申請はできますか？

A. 耐震補強工事助成申請の前に、区が実施する耐震診断を受ける必要があります。まずは窓口で耐震診断の申請手続きを進めてください。

Q. 「耐震補強工事」とは何ですか？

A. 本助成制度において「耐震補強工事」とは、耐震診断の評点が 1.0 未満のものを、各階各方向の評点を 1.0 以上にする補強計画に基づいた補強工事（補強工事と同時に防火改修、準耐火防火改修、耐火防火改修、家具転倒防止策、感震ブレーカーの取付けを含む）としています。

Q. 法人が所有している木造住宅は助成の対象になりますか？

A. 法人が所有しているものは助成対象外となります。

Q. 助成要件に記載されている「重大な違反」とは何ですか？

A. 例えば、狭あい道路（建築基準法第 42 条第 2 項に規定されている道路）に突出している塀等がある場合です。この場合、住宅の補強工事と同時に当該塀等を道路面から後退させ、かつ後退した部分を道路状に整備する必要があります。

Q. 工事監理者及び施工者は自由に決めて良いですか？

A. 原則として、区登録の耐震診断士が工事監理を行い、区登録の耐震改修施工者が施工するものが助成対象となります。

Q. 申請する年度の 1 月までに工事が完了しない場合はどうすれば良いですか？

A. あらかじめ、交付申請前にご相談下さい。別途、全体設計の手続きが必要になります。

Q. 何度も助成を受けられますか？

A. 一の木造住宅について 1 回を限度とします。

※要件を満たす場合、固定資産税・都市計画税の減免を受けることができます場合があります。詳しくは都税事務所にご相談下さい。

上記の減免を受ける際に建築事務所等に所属する建築士による証明書が必要な場合があります。耐震補強工事を実施する場合は、建築士が工事監理を行うようお願いします。

お問い合わせ先

中野区役所 都市基盤部 建築課 耐震化促進係（9 階）

住所：東京都中野区中野 4-11-19

電話：03-3228-5576 FAX：03-3228-5668

メール：kentiku@city.tokyo-nakano.lg.jp